

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

代表 武田 典久

養育費・面会交流に関する関連調査に関して

令和3年3月30日の第1回会議以降、事務局より表記関連資料を提供いただきました。提供された各種調査結果より養育費・面会交流の取り決め、実施状況に関する結果を抽出、整理をいたしました。また、提供された資料以外の調査結果もこの機会に紹介をさせていただこうと考え、参考資料として提出させていただきます。

委員・幹事の皆様におかれましては、ご一読いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 養育費・面会交流の取り決め及び実施状況

(1) 平成28年度全国ひとり親世帯等結果

平成23年度全国母子世帯等調査結果及び平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果（部会参考資料1-7、以下「平成28年度厚労省ひとり親調査」と略す）より養育費・面会交流の取り決め状況と実施状況は以下のとおりです。

平成24年に民法766条が改正施行されましたが、改正前後の調査結果からは養育費・面会交流ともに改善はなされていないことがわかりいただけると存じます。

		取決めの状況		実施状況	
		平成23年度	平成28年度	平成23年度	平成28年度
		取決めあり	取決めあり	現在も履行	現在も履行
養育費	母子	37.7%	42.9%	19.7%	24.3%
	父子	17.5%	20.8%	4.1%	3.2%
面会交流	母子	23.4%	24.1%	27.7%	29.8%
	父子	16.3%	27.3%	37.4%	45.5%

(2) 協議離婚に関する実態調査結果の概要

法務省より協議離婚に関する調査結果を提供いただきました（部会参考資料2-1、以下

「協議離婚に関する法務省調査」と略す)。

協議離婚に関しては、これまでデータがなかったため、引き続き、分析をしていきたいと考えておりますが、まずは、平成28年度厚労省ひとり親調査同様、養育費・面会交流の取り決め状況、実施状況に関して抽出をいたしました。

①別居時

(ア) 取り決めの状況

別居前の話合い有無に関しては下表のとおりです (Q17)。※カッコ内は件数

話合いをした	話合いをしていない	合計
66.3% (285)	33.7% (145)	100% (430)

(イ) 婚姻費用・面会交流の話合い

別居前の話合いでの合意状況は下表のとおりです (婚姻費用：Q18-3、面会交流：Q18-4)。※カッコ内は件数

	合意できた	合意できなかった	話し合っていない	合計
婚姻費用	50.5% (144)	24.6% (70)	24.9% (71)	100% (285)
面会交流	38.6% (110)	23.5% (67)	37.9% (108)	100% (285)

(ウ) 婚姻費用・面会交流の実施

別居後の婚姻費用・面会交流の実施状況は以下のとおりです。詳細回答は部会参考資料2-1をご参照ください (婚姻費用：Q28、面会交流：Q32-4)。※カッコ内は件数

	定期的に履行 ※不定期履行含む	途絶えた ※しばらくしてあった を含む	まったく なかった	合計
婚姻費用	52.8% (227)	8.8% (38)	38.4% (165)	100% (430)
面会交流	58.6% (252)	N/A	36.0% (155)	94.6% (407)

※430件に満たない23件は「わからない」との回答

②離婚時

(ア) 養育費・面会交流の取り決め

離婚時の養育費・面会交流の取り決めの状況は以下のとおりです。詳細回答は部会参考資料 2-1 をご参照ください（養育費：Q41-1、面会交流：Q41-2）。※カッコ内は件数

	決めていない	口約束	書面	公正証書	裁判所の調停・審判	合計
養育費	21.5% (215)	31.5% (315)	20.6% (206)	23.4% (234)	3.0% (30)	100% (1000)
面会交流	29.0% (290)	32.5% (325)	17.0% (170)	19.4% (194)	2.1% (21)	100% (1000)

(イ) 養育費・面会交流の実施

離婚時の養育費・面会交流の実施状況は以下のとおりです。詳細回答は部会参考資料 2-1 をご参照ください（養育費：Q41-2-1、面会交流：Q41-2-2）。なお、以下の数値は養育費・面会交流を取り決めた回答者を対象にしています。※カッコ内は件数

	定期的に履行 ※不定期履行含む	途絶えた ※しばらくしてあった	まったくなかった	合計
養育費	73.1% (574)	10.8% (85)	16.1% (126)	100% (785)
面会交流	59.7% (424)	19.1% (135)	21.3% (151)	100% (710)

(3) 平成 28 年度厚労省ひとり親調査と協議離婚に関する法務省調査の比較

両調査はそもそも調査時期及び調査対象者も異なりますが（平成 28 年度厚労省ひとり親調査は離婚種別を問わないもの、協議離婚に関する法務省調査は協議離婚のみを対象とするもの）、結果として一定の差異が認められます。

①離婚前の取り決めに関して、平成 28 年度厚労省調査では養育費の取り決め状況は 42.9%（母子世帯）に対し、協議離婚に関する法務省調査では 78.5% は取決めをしています。また、面会交流の取り決めに関しても、平成 28 年度厚労省調査では面会交流の取り決め状況は 24.1%（母子世帯）に対し、協議離婚に関する法務省調査では 71.0% が取決めをしています。

②離婚後の養育費の支払いに関して、平成 28 年度厚労省調査では養育費を「現在も受けている」は 24.3%（母子世帯）に対し、協議離婚に関する法務省調査では 51.4% が「定期的にあった」と回答しています（※）。また、面会交流の取り決めに関しても、平成 28 年度厚労省調査では面会交流を「今も履行している」のは 29.8%（母子世帯）に対し、協議離婚に関する法務省調査では 26.8% が「定期的にあった」と回答しています（※）。

※Q41-2-1 の「定期的にあった」回答数 514/調査対象者数 1000=51.4%

※Q41-2-2の「定期的にあった」回答数 268/調査対象者数 1000=26.8%

③両調査の差異に関しては、継続して分析することが必要かと思えます。

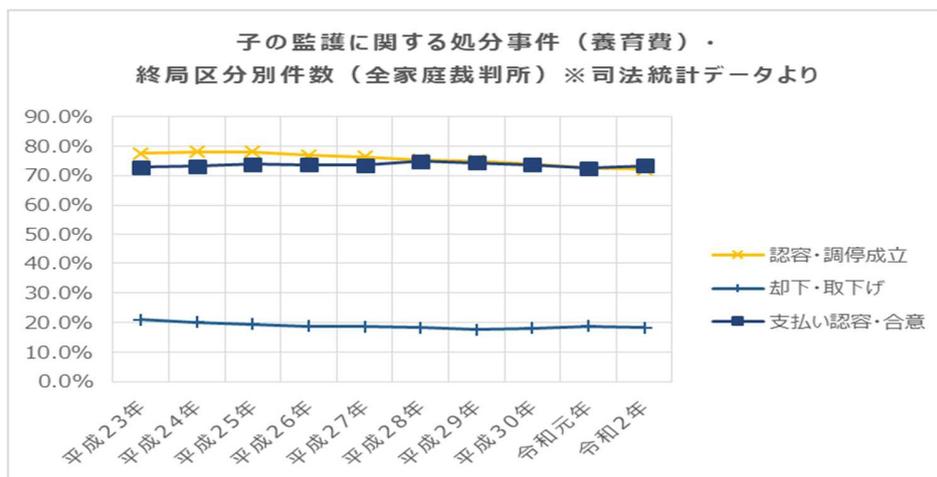
なお、今回の資料には記載していませんが、養育費・面会交流ともには概ね3年以内で途絶えている事実も明らかになっています。合意した養育費・面会交流が途絶える時期、理由に関しても分析をし、継続的な履行がなされる対策を検討する必要があります。

2. 家事手続きを利用した場合の合意・裁判所決定の状況

家庭裁判所の家事手続きを利用した場合の調査結果は以下のとおりです（部会参考資料2-11より）。

(1) 養育費

70%以上が合意もしくは認容されており、却下・取下げは20%未満で推移。

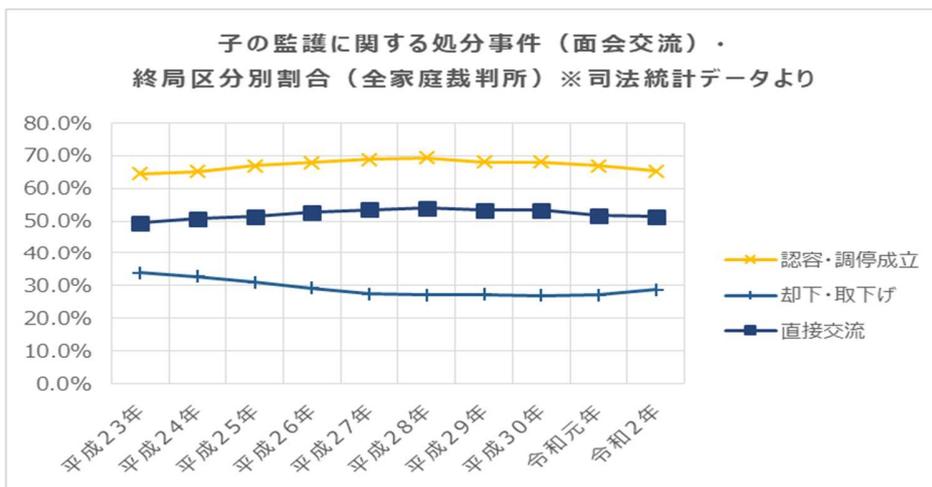


(集計元データ)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
終局総数	17,898	100.0%	18,482	100.0%	18,152	100.0%	17,707	100.0%	17,784	100.0%	17,929	100.0%	17,697	100.0%	17,133	100.0%	16,575	100.0%	16,206	100.0%
認容	2,100	11.7%	2,140	11.6%	2,170	12.0%	1,983	11.2%	1,779	10.0%	1,838	10.3%	1,728	9.8%	1,591	9.3%	1,482	8.9%	1,613	10.0%
調停成立	11,770	65.8%	12,277	66.4%	11,976	66.0%	11,637	65.7%	11,784	66.3%	11,677	65.1%	11,541	65.2%	11,071	64.6%	10,539	63.6%	10,085	62.2%
認容・調停成立	13,870	77.5%	14,417	78.0%	14,146	77.9%	13,620	76.9%	13,563	76.3%	13,515	75.4%	13,269	75.0%	12,662	73.9%	12,021	72.5%	11,698	72.2%
却下	304	1.7%	410	2.2%	405	2.2%	394	2.2%	344	1.9%	313	1.7%	322	1.8%	299	1.7%	302	1.8%	283	1.7%
取下げ	3,422	19.1%	3,311	17.9%	3,109	17.1%	2,910	16.4%	2,956	16.6%	2,968	16.6%	2,795	15.8%	2,792	16.3%	2,789	16.8%	2,670	16.5%
却下・取下げ	3,726	20.8%	3,721	20.1%	3,514	19.4%	3,304	18.7%	3,300	18.6%	3,281	18.3%	3,117	17.6%	3,091	18.0%	3,091	18.6%	2,953	18.2%
調停に代わる審判		0.0%		0.0%	158	0.9%	446	2.5%	584	3.3%	833	4.6%	995	5.6%	1,081	6.3%	1,181	7.1%	1,312	8.1%
その他	302	1.7%	344	1.9%	334	1.8%	337	1.9%	337	1.9%	300	1.7%	316	1.8%	299	1.7%	282	1.7%	243	1.5%
支払い認容・合意	13,045	72.9%	13,514	73.1%	13,412	73.9%	13,034	73.6%	13,068	73.5%	13,407	74.8%	13,152	74.3%	12,615	73.6%	12,025	72.5%	11,880	73.3%

(2) 面会交流

50%程度が合意もしくは認容されており、却下・取下げは30%前後で推移。



(集計元データ)

子の監護に関する処分事件（面会交流）・終局区分別件数（全家庭裁判所）※司法統計データより																				
	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
終局総数	7,965	100.0%	8,828	100.0%	9,652	100.0%	10,563	100.0%	11,113	100.0%	11,482	100.0%	11,843	100.0%	11,866	100.0%	12,034	100.0%	10,776	100.0%
認容	565	7.1%	618	7.0%	782	8.1%	883	8.4%	864	7.8%	932	8.1%	831	7.0%	910	7.7%	949	7.9%	804	7.5%
調停成立	4,568	57.4%	5,124	58.0%	5,674	58.8%	6,283	59.5%	6,790	61.1%	7,020	61.1%	7,235	61.1%	7,169	60.4%	7,094	58.9%	6,227	57.8%
認容・調停成立	5,133	64.4%	5,742	65.0%	6,456	66.9%	7,166	67.8%	7,654	68.9%	7,952	69.3%	8,066	68.1%	8,079	68.1%	8,043	66.8%	7,031	65.2%
却下	240	3.0%	204	2.3%	163	1.7%	192	1.8%	179	1.6%	172	1.5%	158	1.3%	173	1.5%	201	1.7%	182	1.7%
取下げ	2,460	30.9%	2,687	30.4%	2,828	29.3%	2,894	27.4%	2,872	25.8%	2,940	25.6%	3,070	25.9%	3,021	25.5%	3,063	25.5%	2,926	27.2%
却下・取下げ	2,700	33.9%	2,891	32.7%	2,991	31.0%	3,086	29.2%	3,051	27.5%	3,112	27.1%	3,228	27.3%	3,194	26.9%	3,264	27.1%	3,108	28.8%
調停に代わる審判		0.0%		0.0%	8	0.1%	62	0.6%	160	1.4%	211	1.8%	287	2.4%	374	3.2%	481	4.0%	459	4.3%
その他	132	1.7%	195	2.2%	197	2.0%	249	2.4%	248	2.2%	207	1.8%	262	2.2%	219	1.8%	246	2.0%	178	1.7%
直接交流認容・合意	3,934	49.4%	4,474	50.7%	4,966	51.5%	5,562	52.7%	5,946	53.5%	6,195	54.0%	6,325	53.4%	6,336	53.4%	6,231	51.8%	5,530	51.3%

※上記「直接交流認容・合意」は「長期休暇のみ」などを除いています。

3. 債務名義がある場合の養育費・面会交流の履行状況

債務名義の取得後、養育費支払い、面会交流がどの程度履行されているかを調査した結果を紹介します。このデータは、2014年に日弁連が家庭裁判所の調停利用者を対象にアンケートを実施、同年9月20日に行われた第26回司法制度シンポジウムで公開されたものです。

(1) 養育費

①養育費の支払い状況（問24）

合意通りの支払いあり	不十分な支払いだった	全く支払いがない	合計
52% (67)	35% (45)	13% (17)	100% (129)

②支払いを受けられない結果どうしたか（問25）

相手に督促	履行勧告・履行命令を利用	強制執行	何もしていない	その他	合計
26% (21)	20% (16)	13% (11)	32% (26)	9% (7)	100% (81)

③問25の手段の結果養育費の支払いは受けられたか（問26）

全額支払いあり	一部支払いあり	全く支払いなし	合計
32% (※)	39% (※)	29% (※)	100% (※)

※元資料に件数の記載なし

⇒養育費に関しては、債務名義を取得していれば、不履行になっても督促行為を行うことにより、一定程度の回収が期待できる。

(2) 面会交流

①調停で合意した面会交流はできているか（問32）

合意通りできている	ほぼできている	全くできていない	合計
24% (27)	32% (36)	44% (49)	100% (112)

②面会交流に関しては、履行されない場合の対応に関する設問はない。

⇒面会交流に関しては、債務名義を取得していても不履行になる確率が極めて高く、履行を督促する手段も限定されている。

(添付資料)

・ 日本弁護士連合会主催 第26回司法シンポジウム

市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは—民事裁判と家庭裁判所の現場から—

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/shihosympo_140920.pdf

家庭裁判所の実情報告、調停利用者アンケート

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/organization/data/26th_shihosympo_2-3.pdf

以上

第26回司法シンポジウム報告

第26回司法シンポジウム報告

(2014年9月20日・[霞が関]弁護士会館)

「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは—民事裁判と家庭裁判所の現場から—」

日時

2014年9月20日(土)10:30~18:00

場所

[霞が関]弁護士会館2階講堂「クレオ」

第26回司法シンポジウムは、利用が伸びない民事裁判と、一方で急増する家事事件をテーマとして、利用者・弁護士等へのアンケートや海外視察などの調査を経て分析を行い、当事者の視点から現在の課題を整理して、その改善策を議論しました。

当日は以下の3部構成のプログラムで行われ、満場の参加者(800名)を得て、盛会となりました。

開会挨拶

[開会挨拶](#)(PDFファイル:735KB)

第1部

第1部

「民事裁判を利用しやすくするために～費用、時間、充実審理、判決・執行など～」

民事裁判の利用が伸びない原因はどこにあるのか。ユーザーの視点、各地弁護士の生の声、各種統計を踏まえ、多角的にその実相を探りました。

1 民事裁判の現状分析(報告)

2 パネルディスカッション

【パネリスト】

藤村 啓 弁護士 元東京高等裁判所部総括判事
三屋 裕子 元日本バレーボール協会理事
中村 元弥(現状分析チーム) 弁護士
曾嶋尾 雅宏(基盤アクセスチーム) 弁護士
和田 光弘(費用対策チーム) 弁護士
宮崎 隆博(時間対策チーム) 弁護士
苗村 博子(充実審理チーム) 弁護士
富田 隆司(判決・執行改革チーム) 弁護士

【コーディネーター】

今井 和男(民事裁判部会長) 弁護士

[第1部 民事裁判を利用しやすくするために\(報告・パネルディスカッション\)](#)(PDFファイル:1.47MB)

[第1部 上映資料①\(民事訴訟の現状分析\)](#)(PDFファイル:3.10MB)

[第1部 上映資料②\(各チームスライド\)](#)(PDFファイル:496KB)

第2部

第2部

「いま家庭裁判所に求められる役割と機能の充実」

市民に最も近い裁判所として家庭裁判所は今後どうあるべきか。各種調査結果を基に、改善方を検討しました。

1 各調査チームからの基調報告と提言

【報告者】

・浅松 千寿(家庭裁判所の実情チーム) 弁護士
各地弁護士による実情レポートを踏まえた家庭裁判所の人的・物的施設の強化、調停委員の質の向上など
・藤原 道子(当事者の声チーム)
家庭裁判所の調停を利用した当事者の声、自治体のサポート・システムの実情を踏まえた家事調停の改善など
・中井 洋恵(海外調査チーム) 弁護士
・本坊 憲子(海外調査チーム) 弁護士
オーストラリアの現地調査を踏まえた市民アクセスの改善、養育費確保・面会交流の実効性確保など

【総括】

・増田 勝久(家庭裁判所部会長) 弁護士

2 パネルディスカッション

【パネリスト】

・近藤 ルミ子 弁護士、大東文化大学法科大学院特任教授、元東京家庭裁判所所長代行
・二宮 周平 立命館大学教授
・山口 恵美子 公益社団法人家庭問題情報センター常務理事、臨床心理士
・金澄 道子 弁護士

【コメンテーター】

・泉 房穂 明石市長、弁護士

【コーディネーター】

・増田 勝久(家庭裁判所部会長) 弁護士

第2部 いま家庭裁判所に求められる役割と機能の充実(報告・パネルディスカッション)(PDFファイル:1.45MB)

第2部 上映資料①(家庭裁判所の実情報告)(PDFファイル:1.23MB)

第2部 上映資料②(アンケート分析報告)(PDFファイル:1.34MB)

第2部 上映資料③(オーストラリア調査報告)(PDFファイル:3.35MB)

第3部

第3部

「改革提言を実現する道筋(パネルディスカッション)」

「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法」の実現のため、法曹界や政府に求められるものは？また、ユーザーとなる市民へのメッセージは？第1部と第2部の提言を受け、それを実現する道筋を検討しました。

【パネリスト】

- ・泉 徳治 弁護士 元最高裁判所民事局長兼行政局長、人事局長、事務総長、元最高裁判所判事
- ・片山 善博 慶應義塾大学法学部教授(「民事司法を利用しやすくする懇談会」議長)、前鳥取県知事、元総務大臣

■民事司法を利用しやすくする懇談会

2013年1月に、民事司法改革の実現に向けた取組を進めるために、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者、日本弁護士連合会により設立された懇談会。同年10月に最終報告書を取りまとめ発表した。

- ・井田 香奈子 朝日新聞東京本社社会部、国際報道部、ブリュッセル支局長を経て、現在 論説委員(司法担当)

【コーディネーター】

- ・斎藤 義房(日弁連第26回司法シンポジウム運営委員会委員長) 弁護士

【パネルディスカッションのプログラム】

I パネリストの冒頭発言

- ・日本国憲法が予定している司法の位置づけ
- ・市民生活と経済の発展に、民事司法はどうかかわっているのか
- ・行政事件、家事事件を含む民事司法について感じていること

II 第1部の提言で、ポイントと思われること

III 第2部の提言で、ポイントと思われること

IV 司法予算の大幅増額のポイント

V 法改正や司法予算増額を実現するための取り組み

VI まとめ(コーディネーター)

第3部 改革提言を実現する道筋(パネルディスカッション)・閉会挨拶(PDFファイル:943KB)

第26回司法シンポジウム運営委員会名簿

第26回司法シンポジウム運営委員会委員名簿(PDFファイル:623KB)

成年後見 ～提言

問題点

家裁と他機関との連携が乏しい

提言

- ①家裁における人的・物的体制の拡充
- ②家裁と地方自治体や専門職団体との定期的・継続的な意見交換
- ③成年後見の制度設計に関する関係諸機関との協議
- ④国及び地方自治体による、市民後見人の養成・研修、監督等の一貫した体制の構築とセンターの設置

9

調停利用者アンケート

10

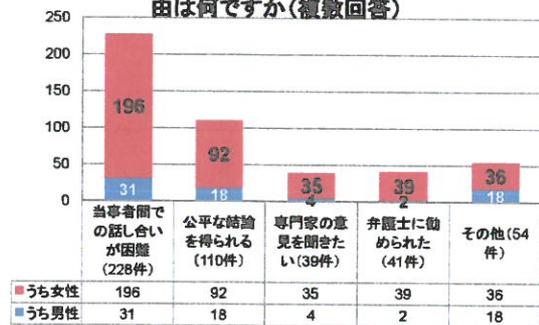
アンケート回答者の内訳

	20代	30代	40代	50代	60代～	不明
男性 (54人)	1人	16人	30人	5人	2人	1人
女性 (241人)	7人	64人	95人	45人	29人	

11

家庭裁判所へのアクセス

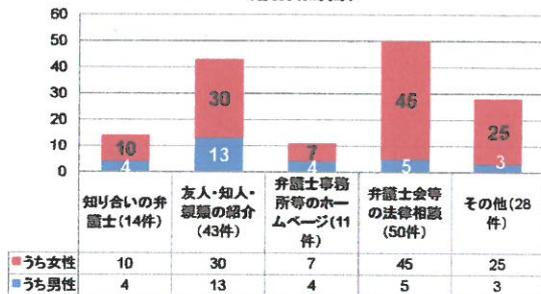
問3 貴方が家庭裁判所の調停を選んだ理由は何ですか(複数回答)



12

家庭裁判所へのアクセス

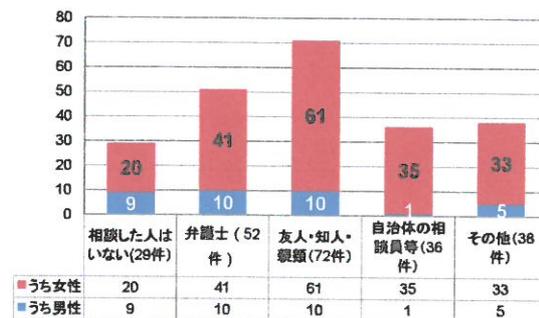
問5 依頼した弁護士をどのように知ったか(複数回答)



13

家庭裁判所へのアクセス

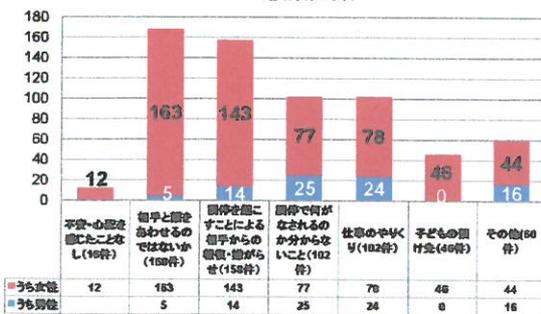
問6 申立を行う際に相談した人(複数回答)



14

家庭裁判所へのアクセス

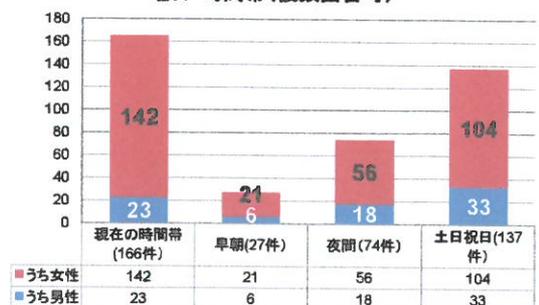
問7 調停を起こす際に不安・心配がありましたか(複数回答)



15

家庭裁判所へのアクセス

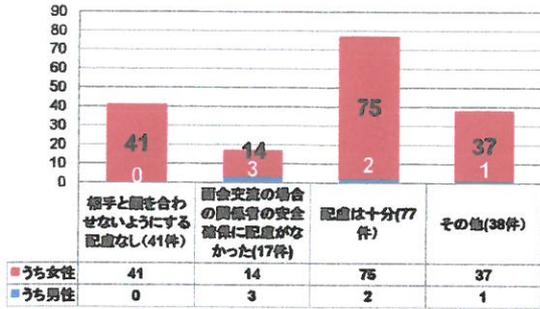
問10 家庭裁判所に調停等を行ってほしい曜日・時間帯(複数回答可)



16

家庭裁判所へのアクセス

問11 家庭裁判所の配慮は十分だったか
(DVを受けていた人向け)



17

家庭裁判所へのアクセスに関する改善提言

負担軽減・安心感

- ・相手方と顔を合わせずに済む手続と施設
- ・テレビ会議，電話会議の積極的活用

利便性の向上

- ・夜間調停の実施
- ・休日調停の実施

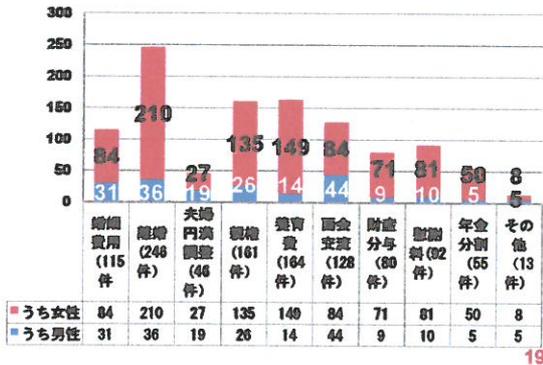
情報提供

- ・調停制度の広報の充実

18

調停手続全般

問13 調停でどの項目を協議しましたか(複数回答可)



19

調停手続全般に関する改善提言

当事者への説明

- ・当事者への調停手続，調停委員会の役割についての分かりやすい説明

資料収集

- ・権利保障のための調査喚起の積極的活用

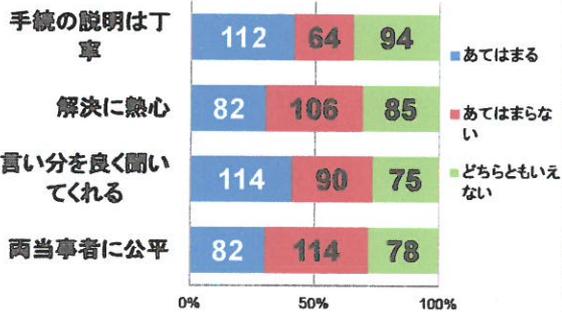
同席手続説明

- ・当事者の心情に配慮した同席での手続説明の慎重な運用

20

調停委員について

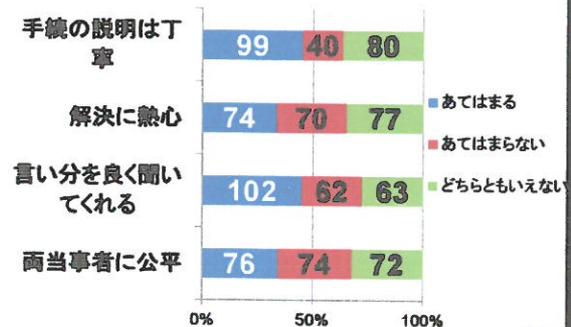
問16 調停委員の印象(男女合算)



21

調停委員について

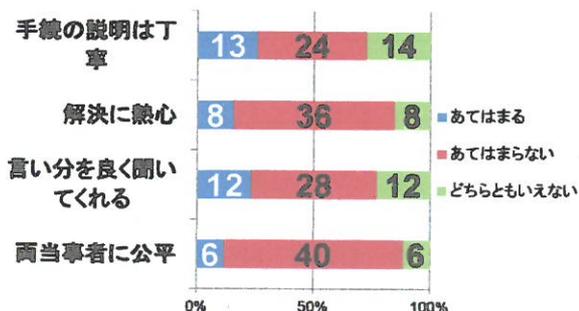
問16 調停委員の印象(女性回答)



22

調停委員について

問16 調停委員の印象(男性回答)



23

調停委員・裁判官に関する改善提言

選任基準

- ・調停委員の選任方法の透明性確保と選任基準の明確化

評価制度

- ・調停委員の評価制度導入，研修制度の改善充実（特にDV案件）

裁判官の関与

- ・裁判官の調停への積極的な関与

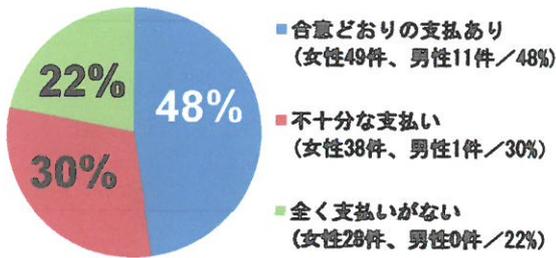
増員の必要性

- ・家庭裁判所裁判官，家事調停官，調停委員の大幅な増員

24

財産分与・慰謝料について

問19 財産分与・慰謝料の支払い状況



25

財産分与・慰謝料に関する改善提言

支払履行確保

- ・弁護士の積極的な受任
- ・民事法律扶助制度の活用

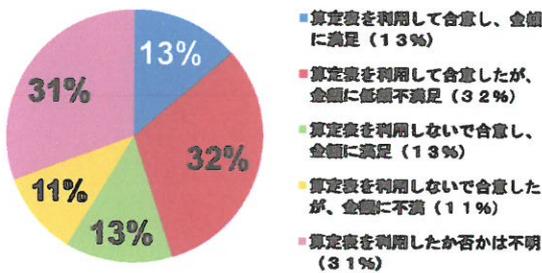
財産調査制度の充実

- ・財産開示制度の要件緩和
- ・第三者照会制度の創設

26

養育費について

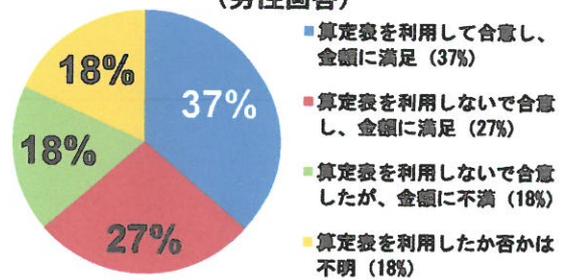
問23 養育費の簡易算定表の利用(女性回答)



27

養育費について

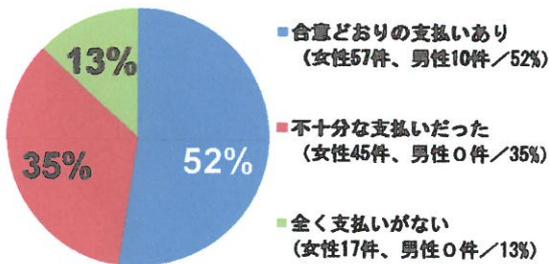
問23 養育費の簡易算定表の利用(男性回答)



28

養育費について

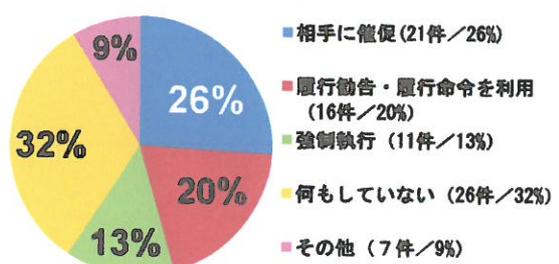
問24 養育費の支払い状況



29

養育費について

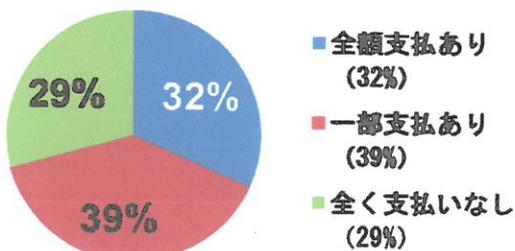
問25 支払いを受けられない結果、どうしたか



30

養育費について

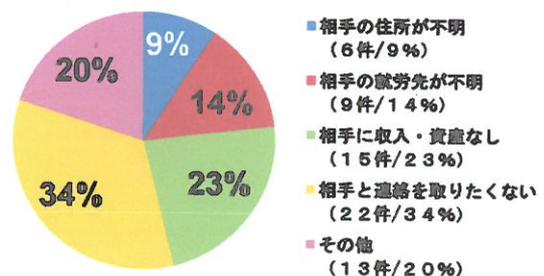
問26 (問25の手段の結果) 養育費の支払いは受けられたか



31

養育費について

問27 養育費の支払いを受けられない理由



32

養育費に関する改善提言

養育費算定

- ・養育費等算定表の見直し

支援センター

- ・養育費・面会交流支援センターの創設

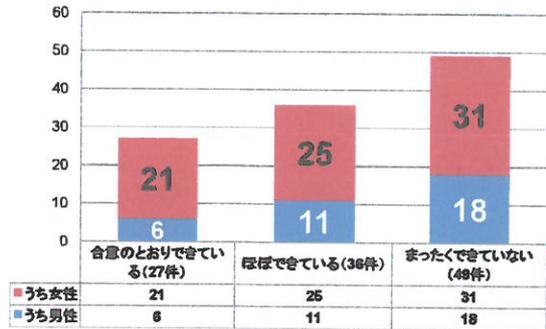
支払確保制度

- ・養育費支払確保制度の確立（養育費支払命令制度・養育費立替払制度の創設）

33

面会交流について

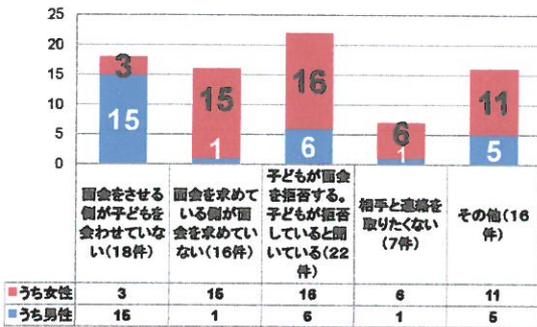
問32 調停で合意した面会交流はできているか



34

面会交流について

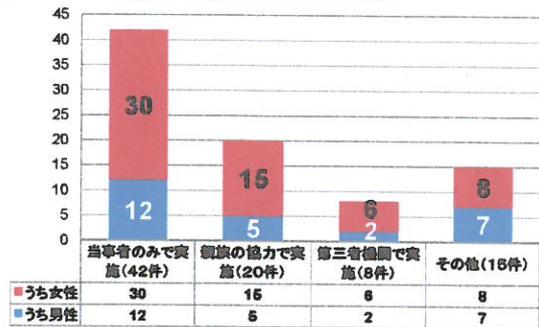
問33 まったく面会ができない理由



35

面会交流について

問34 面会交流の実施方法



36

面会交流に関する改善提言

合意形成

- ・当事者が納得する丁寧な合意形成

手続運用の改善

- ・子どもの手続代理人の積極的活用・家庭裁判所調査官との連携

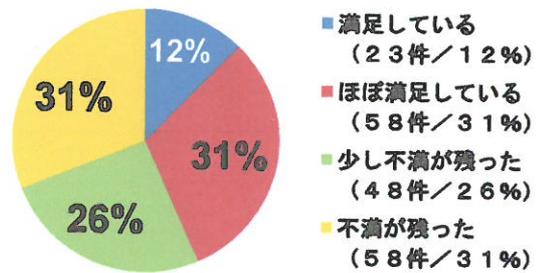
履行確保

- ・養育費・面会交流支援センター等の創設による実施面の障害克服

37

調停を利用した感想

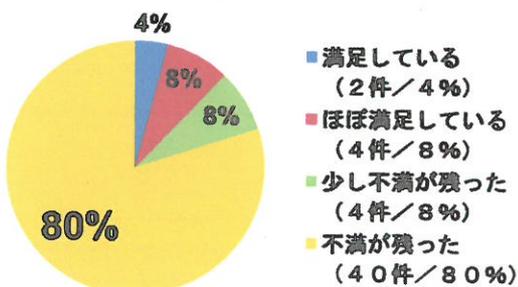
問35 調停を利用した感想(女性回答)



38

調停を利用した感想

問35 調停を利用した感想(男性回答)

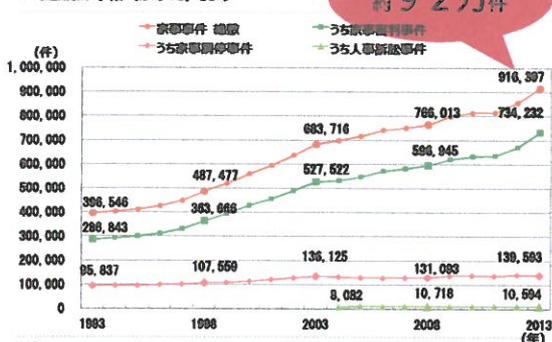


39

家庭裁判所の 実情

家事事件が 増えている。

家事事件の新受件数の推移
「司法統計年報（家事編）」より



家事事件数の概況

家事事件全体が増えている。
特に増えているのは審判事件。

調停事件は微増。
ただし事件の種類によって
大きな変化を示すものあり。

人事訴訟は横ばい。

家事審判事件数の推移 1

2003年新受件数

子の氏の変更 約21万件
相続放棄 約14万件
子の監護 約3600件

2012年新受件数

子の氏・相続放棄は大きな
変動なし
子の監護 約8800件

家事審判事件数の推移 2

2003年新受件数

主な後見関係事件
約4万6000件

2012年新受件数

主な後見関係事件
約14万9000件
しかも
累積した成年後見
利用者数は
同年12月末で
合計約17万件

家事調停事件数の推移

2003年	2012年
新受件数総数 13万6000件	新受件数総数 14万件
うち婚姻費用分担 7,340件	うち婚姻費用分担 16,544件
うち遺産分割 9,582件	うち遺産分割 12,697件
うち子の監護に関するもの 22,629件	うち子の監護に関するもの 31,421件

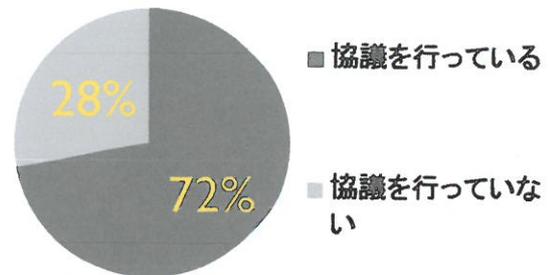
最高裁判所からの回答

<p>I 家庭裁判所の事件処理等体制の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部方式の採用 <p>→ 東京と大阪の本庁のみ。</p> <p>▶ 9</p>	<p>I 家庭裁判所の事件処理等体制の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調停期日の間隔 <p>2013年 全国平均 1.58月</p> <p>▶ 10</p>
<p>I 家庭裁判所の事件処理等体制の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間調停・休日調停 <p>実施している家庭裁判所はない。</p> <p>▶ 11</p>	<p>I 家庭裁判所の事件処理等体制の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開廷日の日数（支部・出張所） <p>全国平均は週2.0日</p> <p>▶ 12</p>
<p>II 家庭裁判所の物的設備の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調停室の数 <p>たとえば東京家庭裁判所では、 調停室数 82 だが...</p> <p>▶ 13</p>	<p>II 家庭裁判所の物的設備の実情</p> <p>調停室 82 午前1コマ、午後1コマとすると 1ヶ月に開廷できる期日数は 3,280件。(週5日・月20日)</p> <p>これに対し東京家庭裁判所の2013年 未済件数は6,035件。 →月1回開催は不可能 このような状況は他の家裁も同様</p> <p>▶ 14</p>
<p>II 家庭裁判所の物的設備の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 待合室の数 ● 建物への出入り口数 ● 当事者のプライバシー保護 ● ビデオリンク・テレビ会議システム等 <p>▶ 15</p>	<p>III 家庭裁判所の人的設備の実情</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調停委員 本庁では相当数の採用及び配置ができていますが、支部では非常に少ないところが見られる。 ● 参与員 活用状況は、家裁によってかなり差がある。 ● 裁判官、書記官の配置 徐々にではあるが増員されている。 しかし微増にとどまり、事件数の増加に追いついていない。 →年々事件数と人的体制の不均衡が増大 <p>▶ 16</p>

弁護士会アンケート

I 家庭裁判所との協議を行っているか

回答数のあった48会中

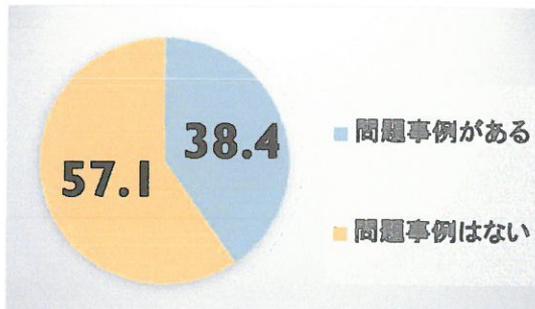


II 家庭裁判所との協議 - 協議内容

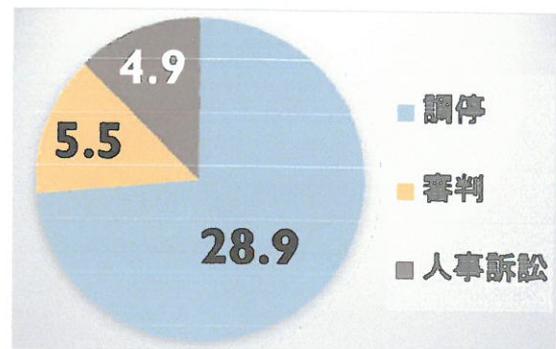
子ども手続代理人
当事者双方立ち会い
調停委員の研修の強化
手続迅速化

会員アンケートと
実行委員による実情レポート

家庭裁判所の手続で問題と思われる事案があるか



問題と思われる事案の種類



調停委員
への
不満。
54%

審判移行までが
長い。

問題があると思われる手続

- 夫婦関係調整（離婚）
- 遺産分割
- 婚姻費用
- 子の引き渡し・監護者指定
- 面会交流

▶ 25

適切な対応がなされた事案とその内容

- 夫婦関係調整
- 面会交流
- 子の引き渡し
- 養育費

▶ 26

待ち時間が
長い。

▶ 27

評議もしくは成立のため長時間待たされたことがあるか

ある
67.5%

▶ 28

どのくらいで「長時間」と感じるのか

30分以上1時間以内
... 32.1%

1時間以上
... 28.0%

▶ 29

**裁判官
が
足りない。**

▶ 30

(わりと)よくある光景

次お願
います

評議を

事前評議を

相手方代理人が
直接裁判官と話
したいと...

成立

お願いします

この調停
条項が

待たされた理由

裁判官が他の事件も兼務しているため評議
もしくは成立までに時間を要した

44.0%

評議そのものに時間がかかった

6.3%

理由について説明されていない

16.4%

▶ 32

期日間隔が

長い。

▶ 33

望ましい期日間隔

1ヶ月以内 64.5%

1ヶ月は超えたとしても翌
月中には入る

31.9%

▶ 34

実際に入れられている期日の平均期間

1ヶ月以内 10.1%

1ヶ月は超えたとしても翌
月中には入る

78.9%

▶ 35

期日が入らない理由として考えられる原因

そもそも裁判所の開廷期日が限られて
いる上、日程調整が必要な関係
者多数（裁判官・調停委員2名・
当事者本人・代理人・調査官等）
のため、調整の余地が狭すぎる。

▶ 36

待合室が
狭い。

▶ 37

実行委員による各地の実情レポートより

- ・ 待合室が狭い（立って待つことも。プライバシーがない）
- ・ トイレの場所が不適切（男女のトイレが接している）
- ・ 申立人待合室と相手方待合室が同じフロアで近い
- ・ 駐車場が狭い
- ・ おむつ交換の場所がない
- ・ 開廷日が月2回しかない
- ・ 出張所だが、受付しかされず調停・審判が行われていない
- ・ 調停委員に問題あり（感情的、ごり押し、知識不足）
- ・ 空調の不備（エアコンが入らない）

▶ 38

改善提言。

家事事件の
解決という
司法サービス

▶ 40

改善提言 1

家事事件の専門性に長けた裁判官を配置すべき。

▶ 41

改善提言 2

利用者の意見を家庭裁判所の運用に反映させるシステムの構築を。

▶ 42

改善提言 2 利用者の意見を反映させよう

利用者アンケートの実施を。

▶ 43

改善提言 2 利用者の意見を反映させよう

苦情処理の結果を活かす体制構築。

▶ 44

改善提言 2 利用者の意見を反映させよう

夜間、休日調停の実施を。

▶ 45

改善提言 2 利用者の意見を反映させよう

施設の整備を。

▶ 46

改善提言 2 利用者の意見を反映させよう

子どもへの配慮を。

▶ 47

もちろん
単なる一員ではなく
弁護士も!
司法サービスを担う一員である。

▶ 48

ご静聴ありがとうございました。